

第16回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和5年8月2日(月) 午後1時30分～午後5時00分

2、開催場所 鹿島新世紀センター2階 会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 1番 下村 和幸 委員 2番 中牟田 安彦 委員

- ②第2 報告第36号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
報告第37号 農地法第13条の規定による変更申請について(軽微な変更)
議案第79号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転等許可申請承認について
議案第80号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について
議案第81号 農地法第5条転用許可後の事業計画変更申請承認について
議案第82号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等許可申請承認について
議案第83号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
議案第84号 令和5年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
報告第38号 農地法第5条許可申請書の取下げ願いについて
報告第39号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	高本 将行	局長補佐	峰松 正典
主査	田中 莊子	書記	藤家 駿介

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	山本 桂子	○	11	中村 博之	○
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
犬王袋・小舟津・世間・重ノ木・行成・執行分・井手分	森田 英男
南川・筒口・大殿分・川内・山浦・山浦開拓	山本 清士

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今より第16回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。</p> <p>総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、委員全員の出席を確認。)本日の出席は12名であります。定足数に達しております。</p> <p>次に議事録署名人の指名を致します。1番下村委員と2番中牟田委員にお願い致します。</p> <p>審議に入ります前に、議事進行について4点ほど注意を致します。</p> <p>1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するのみを簡潔にお願い致します。</p> <p>2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止と致します。</p> <p>3点目です。市役所の敷地内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となっております。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力をお願い致します。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。</p> <p>4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案がありましたら、これを審議するときは特に指示されなくとも自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上の4点でございます、自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願いします。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>改めて皆さんこんにちは。先程アトルさんから、後のその他の方で報告をしていただこうと思っていましたが、冒頭で報告をしていただきました。荒廃園のこともありますけれども、他に七浦地区の野中さんという方の紹介で5haなどもありますので、そういうことがあればみなさん方に繋いで該当するものがあれば一番いいのですが、特に荒廃園対策に役立つようなものがあれば紹介を随時していきたいという風に思っておりますので、ご協力をまずもってお願いしておきます。</p> <p>それから、台風6号が発生しております、ちょっと右に逸れると我々の所の被害に関係するのではと心配しておりますので、十分に暑い中の熱中症対策と併せて農作業にも取り組んでいただくよう私の方からもお願いしておきます。</p> <p>今日の会議ですが、議案報告が結構多くございますので、スムーズに進めていきたいと思っております。それから今月農地パトロールを23日から始めたいと思っておりますので、まさに暑い中でございますけれども、最適化推進委員さんと一緒にになって進めていきますのでよろしくお願いします。後ほどスケジュールの方申し上げたいと思います。それから、8月29日の日に北方で改めて人農地プランを含めた研修会が計画されていますので、ぜひ出席をお願いしたいと思います。実はコロナずっと嬉野・太良・鹿島で3地区一緒になって懇談会を年1,2回しておりました。今回農地パトロールもありますので、その締め上げというか打ち上げを我々だけでやろうと思っておりましたが、つい最近3地区それから武雄・杵島地区も併せて農業委員会長、事務局の会議がありまして、今回せっかく集まるので久しぶりに29日の研修会の後家督屋鹿島店の方で、終了後懇談の場を設けたいと思っております。局長が5000円くらいかかると言っておりますので、皆さん方から当初よりお預かりしているお金もございますので、助成金として3000円補助を出すということで副会長と相談しながらやっておりますので、ぜひ来ていただくようにお願いをしたいと思っております。</p> <p>それから、本日終了後18時から七浦地区の土地改良区を含めたところで会議をされると</p>

	<p>ということで、荒廃園対策もあるのですが、人・農地プランのことの話も含めてやりたいという風に思っております。各地区で、9月中までくらいに、今日終わった後会長・副会長はもちろん中牟田委員、農水も来ていただいて、事務局も来て、地区ごとにプランを立てていくようにしたいと思っております。いずれにしても来年作らないといけないと法的に決まっておりまつておりで、逃れるわけにいきません。</p> <p>今日この会議が終わった後、部長・農水も出てきて人・農地プランの話をしていただいて、皆さんに協力を願うようにしています。いずれにせよ、我々が協力しないとできないと思いますので、農業委員会が主体になるわけではないですが、農協も一緒ですけど、生産者皆さん方の協力がなければ目標値の設定ができないと思いますので、併せてこの計画をそれぞれ局長の方から相談を致しますので、日にちを決めていただくようにお願いしたいと思っています。</p> <p>9月くらいまでにいかないともう間に合わないという風に思いますので、このことをお願いしておきます。</p> <p>最後になりますが、当日現地調査には副会長にお願いして私は行けませんでしたが、その次の週にしっかりと見て回りました。それぞれの地区で皆さんも立ち会ってもらって現地調査をして今日の会議に転用許可を出すような会議をしたいということにしております。</p> <p>見に行くと、夏とはいえ草が生い茂って境界も分からぬようなところがありました。そのため必ず、皆さん方の所に申請をするということで相談に来られた際はせめて現地調査をするまでのうちに草払いだけでもしていただくように言って頂きたいです。そうしなければ境界も何も分からぬです。</p> <p>昨日佐賀に、当時の園芸連の常務が亡くなつて行ったのですが、草刈りをしている時に脇が分からず川沿いに落ちて亡くなっています。</p> <p>我々が見に行って落ちたりしても困りますので。たまたまそういうケースはないですが、境界確認は必須ですからね、草が生い茂って荒れたから仕方なく転用という話ではないからですね。耕してしっかりと仕上げで、必要だから転用をするということにしたいと思いますので、改めて皆さん方にお願いしておきます。来月から、草が生い茂っているところはちゃんと草を刈ってからでないと現地調査の時に見てから次に回します。</p> <p>そのくらいしないと、勝手に荒れたり、家が建っていたり、そういう話ではいけないので。仕方ないと思って今皆がもう元に戻したくないからしているじゃないですが。それでも仕方ないと思いますが。</p> <p>残す努力をするのも我々の仕事だと思っておりますので、すみません最後に苦言を申し上げましたが、ぜひ皆さんと一緒にそういうことを意識してやっていくようによろしくお願いしておきたいと思います。</p> <p>後々その他の方で色々繋ぎますから、最後までよろしくお願いします。</p> <p>質問、また説明の方も手短によろしくお願いしておきたいと思います。では、早速ですが会議に入りたいと思います。お手元の資料に沿つて進めていきたいという風に思います。</p> <p>報告第36号、解約報告について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私の方から説明を申し上げます。</p> <p>議案説明資料1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>報告第36号農地法第18条第6項の規定による解約報告について、説明します。</p> <p>今回の解約件数は、記載のとおり9件となります。</p> <p>筆数は、19筆、合計面積は、20,002 平米となっています。</p> <p>内訳は、</p> <p>田が14筆、16,557 平米、</p> <p>畑が5筆、3,445 平米 となっています。</p> <p>解約事由は、すべて双方合意によるもので、</p> <p>借入からの申し出が、 2件</p>

	<p>あっせんのためが、2件</p> <p>借人死亡のため代理人申請のためが、1件</p> <p>農地法第3条申請のためが、2件</p> <p>借人変更が、2件となっています。</p> <p>解約事由別に、詳しく説明しますと、</p> <p>「借人からの申出」の1番と6番、「借人死亡のため代理人申請」4番は、現時点では、借人が決まっていません。</p> <p>「あっせんのため」となっている2番と3番は、この後の議案第83号で、佐賀県農業公社への利用権の設定として、計上しています。</p> <p>「農地法第3条申請のため」となっている5番と7番は、この後の議案第82号で3条申請としてお諮りします。</p> <p>「借人変更」となっている8番と9番は、この後の議案第83号で利用権の設定として、計上しています。</p> <p>報告第36号の説明は、以上です。</p>
議長	<p>解約報告ですが、皆さんにご意見を賜りますが、1, 4, 6は決まっていないということです のではありませんが担当の農業委員さん、推進委員さんで出来るだけ協力を頂くようお願いしておきます。</p> <p>何かございますか？よろしいですか？</p>
委員全員	はい。
議長	<p>ありがとうございました。次に移っていきます。</p> <p>37号の、農振法の規定による変更申請の説明をお願いします。</p>
農林水産課 農政係	<p>はい。農業委員会定例総会にご出席の皆様、お疲れ様です。農林水産課野田と申します。今年度も農振除外を担当しております。よろしくお願ひします。</p> <p>鹿島市農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の軽微な変更が3件4筆ありますので報告します。</p> <p>それでは、報告第37号について説明いたします。議案書3ページと位置図は1ページをご覧ください。議案書3ページについてまず修正があります。番号の2番3番について変更の目的の部分が農業用倉庫・堆肥貯蔵施設になっておりますが、2番が堆肥貯蔵施設、3番が農業用倉庫となります。申し訳ありません、修正をお願いします。</p> <p>1件目です。申請地は大字●●● ●●●番です。地目は田、面積は287m²です。場所は、変更の目的は農業用倉庫です。申請人は●●さんで所有も●●さんです。</p> <p>関係者の同意として、区長、生産組合長、担当農業委員からの同意がございます。農地区分は2種です。</p> <p>軽微な変更の理由ですが、現在隣の筆に農業用倉庫が建設されていますが、農業用倉庫を増設するため今回申請されたものです。</p> <p>2件目です。位置図のページは2ページをお開きください。</p> <p>申請地は大字●●● ●●●番の一部で、地目は畠、面積は1929m²のうち150m²です。</p> <p>申請人は●●さんで、所有者も●●さんです。</p> <p>関係者の同意として、区長、生産組合長、担当農業委員の同意がございます。農地区分は1種となっています。</p> <p>すでに農機具収納舎が建っており、始末書も提出されております。始末書を読み上げます。</p> <p>(始末書の読み上げ)</p> <p>また、圃場整備・多面的機能支払制度の対象農地になっておりますので確約書の提出もございます。今回利用権設定をされている松本氏が佐賀堆肥利活用スイッチ補助金という</p>

	<p>補助金の対象になっていますので3月竣工という時間的にも限られており、今回転用と同時申請でさせていただいております。</p> <p>3件目です。位置図のページはそのままとなります。</p> <p>申請地は大字●●●・●●●の一部で、</p> <p>地目は畠、面積は1150m²のうち54m²・1145m²のうち145m²です。</p> <p>変更の目的は農機具格納庫です。申請人は●●さんで所有者も●●さんです 関係者の同意として、区長、生産組合長、担当農業委員の同意がございます。</p> <p>農地区分は1種です。</p> <p>また、圃場整備・多面的機能支払制度の対象農地になっており、確約書の提出もございます。</p> <p>軽微な変更の理由ですが、申請者は農機具置場がなく、今回変更の計画を立てられました。</p> <p>3件とも既に7月24日に鹿島市告示第61号で公告いたしまして、7月26日付けで県に報告し、申請人に軽微な変更の許可について、通知を行うところです。</p> <p>以上3件になります。これで報告を終わります。</p>
議長	それぞれ担当委員さんの同意もありますので、問題ないかと思います。よろしいですか？
委員全員	はい。
議長	それでは議案に移ります。第79号の所有権移転許可申請について説明します。
事務局	<p>議案第79号について説明します。</p> <p>1番について、説明します。</p> <p>議案説明資料4ページ、</p> <p>位置図3ページ、</p> <p>本日配布の資料4ページをご覧ください。</p> <p>土地の所在は、大字●●●、●●●及び、●●●の3筆でございます。</p> <p>地目、現況地目は、すべて畠となっています。</p> <p>面積は、3筆合計で、140 平米です。</p> <p>譲受人は、●●の●●さんで46歳の方です。</p> <p>譲渡人は、●●の●●さん63歳の方</p> <p>●●区の●●さん75歳の方</p> <p>●●区の●●さん59歳の方 です。</p> <p>転用の目的は、倉庫及び駐車場、庭となっています。</p> <p>施設の概要は、倉庫及び駐車場、庭 140.00 平米となっています。</p> <p>農地区分は、2種農地です。</p> <p>周囲の状況ですが、東は宅地、西は水路、南は田、北は道路となっています。</p> <p>関係機関との協議はありで、その条件はありません。</p> <p>前回の5条申請の許可は、令和2年9月17日2農漁第5～4306号となっています。</p> <p>また、同時利用地として、隣接地●●番他で、664 平米があります。</p> <p>1番の説明は以上となります。</p>
議長	中村委員、現地確認の報告を。
11番委員	はい、中村です。ここは4月の総会の時に農振除外があったところです。場所は●●●から●●●の方に向かっていく途中にあります。見た感じこの家の一体的利用になっております。(資料の説明)
議長	はい。山本さん何かございますか？
山本推進委員	中村さんが説明された通りでございます。
議長	よろしいですか。 ここは以前からこうなるだろうと想定していましたが、制約があり、畠を当面作って頂いたうえで正規の手続きをお願いしたいと申し上げておりましたが、それが随時進んでいるという

	理解を持っていただきたいです。 何かございますか？よろしいですか？無ければ賛成の方挙手を求める。
	(全員賛成)
議長	ありがとうございます。それでは2番の説明をお願いします。
事務局	2番の説明に移ります。 議案説明資料同じく4ページ、 位置図4ページ、 本日配布の資料3ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●●でございます。 登記地目、現況地目は、ともに畠となっています。 面積は、379 平米となっています。 譲受人は、●●●です。 譲渡人は、●●●さん 79 歳です。 転用の目的は、分譲宅地となっています。 施設の概要は、分譲宅地 379 平米となっています。 農地区分は、 3種農地です。用途区域内となっています。 周囲の状況ですが、東は水路・宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路となっています。 関係機関との協議はありで、その条件はありません。 公共下水道区域内となっています。 2番の説明は以上となります。
議長	現地報告を、木下委員お願いします。
7番委員	ここは●●●から入ってすぐのところですが、●●●の●●●のところですね、そこから入ってすぐ右折して2件家が建っていて、ここだけ畠ということで話を持ってこられたとき、判をおしてそのあと現地確認を行ったところ、道路から一段下がっているから道路並みに造成しようと思っていますとの話だったのですが、人間の背丈くらい草が生えており、ここ1年2年耕作した感じはありませんでした。 草の中に芋の葉が2. 3カ所見えるくらいで、道路から奥の方は場所的に2メートルほど高くなっているので、そっちに合わせて造成はできないのでということで、条件的には両サイド宅地で問題ないかと思い判を押しました。協議お願いします。
議長	今木下委員が言われたように、状況的には住宅地の真ん中でもあるので皆さんに了解をもらおうと思っています。
2番委員	この場所は現地調査の担当だったので行きましたが、木下さんがおっしゃる通り畠でありますながら芋が2, 3つ植えられていたということは、この田中さんが畠として活用していないわけで、放棄されていた時点での指導はできないですかね？ 田中さんがですよ、おそらくここ何年か放棄しており、いつか時期が来たら売ろうと思われていたと考えられますが、結果的には畠でもできず、周りも全部住宅という環境なわけですよね。そしたら、我々はどういう指導を行うべきでしょうか？
議長	まあ、皆さんにご苦労頂きますが、本当のことを言うと自分のエリアは農地パトロールを時々する必要はあるでしょうが、皆さんそこまでは正直手が回らないと思うんですよ。 なのでせめて私が冒頭に言ったよう、荒れたままでなく少し綺麗にしていただくとすんなり行くのかなと思いますが、こんなに住宅の真ん中ですが先にも行けないような感じでしたよね？
2番委員	我々の七浦での放棄地とこういった街での放棄地は少しとらえ方が違うようですね。七浦にはこういう放棄地はないですから。
7番委員	ここは見た感じ人間の背丈近く草が生えていましたが、あの状態は例えば去年の秋口までは、芋の葉が見えている状況からすれば芋の収穫をしなかったにしても畠の格好をして

	いたのではないかと思います。特に今年は梅雨も長かったので。
議長	<p>2, 3年となると木が生えますもんね。</p> <p>事務局、仕方ない案件ではあるのでいいですが、このような案件があったとき、農業委員会で話が出ましたと言っていいので、管理者なり不動産屋なりにしてもらうよう言っていただけないでしょうか。</p> <p>荒れているから仕方ないと見せつけられているような感じがするのですよね。一生懸命努力をしてみたけれどもどうにもならないからと言われれば仕方ないと我々も言いやすいという話です。</p> <p>木下さんの言われたように、場所的にはどうにもならないかと思います。なので本人に管理能力があったのか確認をさせてもらい、今回に不動産屋さんにこういう案件があったときは、パトロールをして境界確認等スムーズにいくよう指導をしたいと思います。よろしいですか？</p> <p>他に何かございますか？なければ採決を取ります。</p>
	(全員賛成)
議長	ありがとうございました。それでは3番についてお願ひします。
事務局	<p>それでは3番について説明します。</p> <p>議案説明資料同じく4ページ</p> <p>位置図5ページ</p> <p>本日配布の資料8ページをご覧ください。</p> <p>土地の所在は、●●●でございます。</p> <p>登記地目、現況地目は、ともに田となっています。</p> <p>面積は、2,669平米です。</p> <p>譲受人は、●●●の●●●さんです。</p> <p>譲渡人は、●●●の●●●さん74歳の方です。</p> <p>転用の目的は、11区画の分譲住宅となっています。</p> <p>施設の概要は、11区画の分譲地2,175.65平米</p> <p>取付道路439.20平米</p> <p>その他 54.15平米となっています。</p> <p>農地区分は、3種農地です。用途区域内となっています。</p> <p>周囲の状況ですが、東は田、西は里道・宅地、南は水路、北は市道となっています。</p> <p>関係機関との協議書はありで、その条件はありません。</p> <p>3番の説明は以上となります。</p>
議長	三原委員、現地報告を。
9番委員	場所は5ページの地図のとおりで、●●●の裏手にあたる、●●●の横になるわけですが、ここは地図では●●●となっていますが、●●●になります。 特に問題はありません。
議長	<p>何か皆さんからございますか？</p> <p>用途区域で住宅該当地ということで特段問題ないと理解しますがよろしいですね？無ければ採決を取ります。賛成の方。</p>
	(全員賛成)
議長	それでは4番についてお願ひします。
事務局	<p>議案説明資料同じく4ページ</p> <p>位置図6ページ</p> <p>本日配布の資料7ページをご覧ください。</p> <p>土地の所在は、●●●でございます。</p> <p>登記地目、現況地目は、ともに田となっています。</p> <p>面積は、201平米です。</p>

	<p>譲受人は、●●●の●●さん52歳の方 です。</p> <p>譲渡人は、●●●の●●さん外2名となっています。</p> <p>転用の目的は、分譲宅地となっています。</p> <p>施設の概要は、分譲宅地201平となっています。</p> <p>農地区分は、3種農地 です。用途区域内となっています。</p> <p>周囲の状況ですが、東は田、西は宅地・道路、南は宅地、北は田となっています。</p> <p>関係機関との協議書はありで、その条件はありません。</p> <p>公共下水道区域となっています。</p> <p>4番の説明は以上となります。</p>
議長	藤家委員、現地報告をお願いします。
10番委員	<p>はい。ここは●●●地区になります。(図面を用いて説明)</p> <p>現地を確認したのですが、水関係も何ら問題なく大丈夫かなと思います。</p>
議長	ありがとうございます。森田さん何かございますか？
森田推進委員	一緒に現地を見ましたが、特段問題ないです。
議長	隣はこの前●●●に許可を出したところですが、この辺も草がひどかったので綺麗にしていただくよう頼むべきかと。
10番委員	今朝森田さんと見ると、綺麗に払ってありました。
議長	そうでしたか、それだったらよかったです。何かございますか？
2番委員	<p>ここは現地を見たのですが、この辺は今後すべて住宅地になりそうですよね？農業委員とは関係ないかもしれないですが、分譲地にこの辺全部もしするのであれば、道路や排水の整備など市が中に入つて整備しないで良いのでしょうか？ちよこちよこ不動産屋がかじったように買っていますが、私が言いたいのは一つの開発の物件として市が介入しないでいいのかなということです。</p> <p>全体で見たときに、整理の必要があるのではないかでしょうか。</p>
議長	<p>この間の●●さんのとこなんかは、田を壊して宅地になつたりしています。</p> <p>それから、(図面の説明)</p> <p>中牟田さんの言うように、この辺全体宅地開発に進んでいきそうですね。意見が出たように、水道管や道路関係、国道とか市道との関連付けの話を整理しとかないでいいかということです。</p> <p>なので、全般的なもので今やっておかないと、基本的にこの辺はする人がおらず、手放しておられるので、うちもこう分譲など進んでいくと許可せざるを得ないわけです。</p> <p>全体的な大元、都市建設も含めて検討の必要があるのでは、という意見が出たことを伝えておいてください。</p>
事務局	わかりました。確かに言われた通り、一体的に整地をするべきかもしれないですね。
議長	この辺は土地改良区は関係するのですかね？
事務局	土地改良区は関係しないかと思います。
11番委員	お尋ねですが、都市計画法での3000平米以上の届け出や国土法の届け出など個別法でありますよね。都市計画法で3000平米以上の届け出があった場合、それは農業委員会も入つて意見を出し合うのですか？
事務局	<p>3000平米以上は開発行為となり、都市計画法で関係機関の意見を聞かなければならぬのですが、それは現在、市の方は建設住宅課、元の都市建設課ですね。建設課関係の方で窓口がしております。</p> <p>正式な会議というよりも、文書の合議で、こういう計画がありますが問題はございませんかということで、市の意見として処理をしている状況であります。</p> <p>大体その3000平米以上の開発業者が、大規模に宅地など開発をされる場合には、きちんと調整意見だったり、下流の排水の断面の確認だったり、ある程度規模が大きくなればきちんと計算して計画を入れて申請をされているのが現状です。</p>

2番委員	今言われたよう3000平米というのがキーポイントになりますが、一社が3000以上という話ではなく、それぞれの不動産業者がずっと今から広く将来的にいくような雰囲気ですね。そこは市として黙ってみてて良いのでしょうか？ そこが法の抜け道かもしれません、そういう街づくりとして考えて逆に業者が入ってきやすい雰囲気を考えるなどして、見て見ぬふりするのではなくやった方がいいかと。
議長	ちょっと心配という意見もこうやって出ているので、その辺も併せて協議した方が良いでしょうね。ありがとうございました。 他にはよろしいでしょうか？なければとりあえず4番について採決を取ります。賛成の方。 (全員賛成)
議長	ありがとうございました。それでは5番の説明をお願いします。
事務局	それでは5番について説明します。 議案説明資料5ページ 位置図7ページ 本日配布の資料10ページをご覧ください。 土地の所在は、●●●の1筆でございます。 登記地目、現況地目は、ともに畠となっています。 面積は、201平米です。 譲受人は、●●●の●●さん83歳の方で、 譲渡人は、●●●の●●さん81歳の方です。 転用の目的は、農業用倉庫、資材置場、駐車場となっています。 施設の概要は、 1棟の農業用倉庫40平米 資材置場28平米 2台分の駐車場30平米 通路等235平米 園内道路、法面140平米となっています。 農地区分は、2種農地です。用途区域内となっています。 周囲の状況ですが、東は宅地、西は畠、南は畠、北は里道 となっています。 関係機関との協議書はありで、その条件はありません。 5番の説明は以上となります。
議長	現地報告を、中牟田委員お願いします。
2番委員	はい。現地見てきました。この●●さんは、農業用倉庫は●●●の前のどこに持つておられ、立ち退きに関わられまして、場所を探されていた所自宅の近く、●●●の●●●の上の所にちょうどあった為●●さんから譲ってもらうということです。 特に問題ないかと思います。協議よろしくお願ひします。
議長	代替地的な要素での提案ということです。何かござりますか？なければ採決を取ります。 賛成の方。 (全員賛成)
議長	ありがとうございました。それでは6番について説明お願いします。
事務局	6番の説明に移ります。 この案件については、表の右端の「備考」欄に記載しておりますが、平成8年に5条転用の許可が出ております。 その後、造成が行われ、現在は造成まで完了しています。 また近日、事業計画の変更と譲受人の変更について、申請があつております。 このため、この1案件については、 この後の案件「報告 5条使用許可申請書の取下げ願い」 また、「議案 5条転用許可後の事業計画変更」を行い、

	<p>更に、「譲受人の変更による 新たに5条許可申請」を行う 3議案として、提案するものであります。</p> <p>議案説明資料は、飛びまして20ページ 位置図8ページ</p> <p>当日配布資料6ページをご覧ください。</p> <p>最初に、</p> <p>報告第38号 「農地法第5条許可申請書の取下げ願いについて」1番になります。</p> <p>取下げの土地の所在地は、●●●と●●●の2筆になります。</p> <p>登記地目は、ともに田で、現況地目は、造成が完了していますので宅地となっています。</p> <p>登記面積は、33平米と367平米で、合計400平米となります。</p> <p>借受人は、大殿分区の●●さんです。</p> <p>貸出人は、大殿分区の●●さんです。</p> <p>転用の目的は、住宅及び車庫で400平米となっています。</p> <p>取下げ理由は、「造成終了の段階で住宅建築が難しくなったため。」となっています。</p> <p>県の5条転用許可は、</p> <p>平成8年9月30日付け 佐賀県指令8農経第5~4714号となっています。</p>
議長	関連しましたので2議案と1報告、一括説明をしたところであります。現地報告を中村委員お願いします。
11番委員	はい。現地は、●●●というお菓子屋さんがありますけれども、そこから市道を●●●の方に300メートルほど進んだところにあります。さっき言いましたようにすでに宅地という状況です。入り口●●●は幅が大体3.7メートルくらいです。 (図面の説明) 説明は以上です。
議長	山本委員、何かございますか。
山本推進委員	現地は、先程の話でもありましたが、草払いはしっかりされている状況であります。よろしくお願いします。
議長	はい。何か皆さんから質問ございますか？
9番委員	20ページの取下げ願いの所で、借受人は●●さんでしたよね？そして今度は、●●さんに変わっていますが、●●さんが買わなかつたということですか？
事務局	そうです。最初●●さんに転用して貸す予定でしたが、途中の埋立まで終わって、計画が変わって●●さんが別の方に売るということです。
11番委員	現況地目が普通住宅となっていますが、これは良いのですか。
事務局	これは税務課のデータとリンクしていくまして、実際は宅地なのですが、システムの関係でたまたま普通住宅として挙がってきております。
議長	他にはよろしいですか？無ければ採決を取ります。賛成の方。 (全員賛成)
議長	ありがとうございました。 皆さんすいません。非農地証明の案件が一番最後になっておりますけど、今日急遽来ていただくよう私の方から宮崎事務所さんに要請しております。待たせるのも申し訳ないで先にやりたいと思います。 この案件について、非農地証明を皆さんにお願いしたいということで、かけます。案件が、●●さんの案件なのですが、駐車場に元々していたのがいつの間にか家が建っていたのですよね？●●さんでしたかね？
事務局	はい。
議長	経過を説明していただいたうえで、非農地証明を出した方がいいかと思いまして。建っているのを壊すわけにもいかないので。そういう風に進めたいと思い、直接関係はないですがお呼びしました。すいません。

	分かる限りで経過の説明をお願いします。
事務局	先に案件の方を説明させて頂きます。その方が分かりやすいかと思いますので。
議長	はい。それでは経過の説明をお願いします。
宮崎事務所	一旦駐車場で許可をもらって駐車場になさっているのですが、その時に地目変更の登記がされていないまま今まで来て、その間に家が建って、建物が建って、宅地に建ってという流れです。
議長	我々も、駐車場として出されていたのなら、計画変更としてしっかり出しておかなければなりません。手続きとしては。 もういらっしゃらないので色々言うつもりもないですが、非農地証明に誘導しやすいよう経過の方を説明をお願いします。
宮崎事務所	何年頃家が建った、とかそういうことですか？
議長	はい、そうです。
宮崎事務所	そこまではちょっとわからないです。
議長	今この借主はどなたですか？
宮崎事務所	そこは把握しておりません。
議長	我々がはっきりしておきたいのは、建てた人は今の持ち主なのかどうなのか、ということです。宮崎事務所さんの言うように住宅が建っているから非農地、というのはいいんですよ。 今の持ち主は誰なのか、というのを聞いていただけないでしょうか。すみません。
宮崎事務所	電話してみます。
議長	皆さんすいませんね。流れなど分かったうえでいらっしゃったと思っていたのですが。 正に非農地証明というのは、もう農地でないということを言うだけの話ですが、本来駐車場にして住宅を建てる場合は計画変更を出してもらわないといけないわけです。最初言っていたのと違うことをしてあるわけなので。 そのことで、既にいらっしゃらない方たちが貸しておられまして、何もかも分からずボヤっとしているのではっきりしておきたいと思って、来てもらい説明をしていただこうと思ったのですよ。
7番委員	今後駐車場にすると申請して通ったのが、登記がまだ畠で残っているから非農地化が必要ということですよね？
議長	そうです。
宮崎事務所	すみません、電話がつながりませんでした。 明日農業委員会に、●●さんに来てもらうようにしましょうか？
議長	そうですね。それでもいいかもしれないですね。 手続きをそのままにしておくわけにはいかないので、手続きを進めてください。今更ダメとかいう話ではないので。
宮崎事務所	経緯の説明と今の所有者が分かればいいということですよね？
議長	極端に言うと、手続きを踏まずに家が建っていて、それがいつからか分からぬという案件が多いですよ。そういうのを毎回我々もオッケーとは言えません。なので説明だけでもしっかりとして頂きたいのです。
宮崎事務所	分かりました。調べておきます。
議長	すみませんが、よろしくお願ひします。 事務局、要するに言っていたよう誰が勝手に建てたのか。この人たちが建てたというのはどうも違うと思います。
事務局	来月再報告という形になります。 それでは議案第80号に移ります。 議案説明資料6ページ、位置図9ページ、本日配布の資料9ページをご覧ください。 議案第80号農地法第5条の規定による農地等の使用賃貸借権設定許可申請承認につ

	<p>いてです。</p> <p>1番を説明します。</p> <p>土地の所在は、●●●でございます。</p> <p>登記地目、現況地目は、ともに畠となっています。</p> <p>登記面積は、1筆が 1,929 平米ですが、そのうち 84 平米が対象地となります。</p> <p>借受人は、●●●の●●●さん41歳の方です。</p> <p>貸出人は、●●●の●●●さん43歳の方です。</p> <p>転用の目的は、堆肥貯蔵施設となっています。</p> <p>施設の概要は、1棟の堆肥貯蔵施設 66 平米</p> <p>通路その他 18 平米となっています。</p> <p>農地区分は、1種農地です。</p> <p>周囲の状況ですが、東は畠、西は畠、南は道路、北は水路となっています。</p> <p>関係機関との協議書はありで、その条件はありません。</p> <p>1番の説明は以上となります</p>
議長	現地報告を中牟田委員。
2番委員	<p>はい、現地確認しました。●●さんから●●さんが借りて堆肥小屋を作るということで、どうかなと思って心配ながら行つたのですけど、入り口が5メートル、奥行きが11メートルの簡単な建物をしますということで、隣近所に迷惑かけないかと心配して確認すると、そういうことはなく綺麗にブロックをして迷惑のかからないようにしてありました。</p> <p>●●さんは七浦で玉ねぎを、20丁くらい作っており、化学肥料が高騰しているということで、堆肥を使った玉ねぎづくりをしたいという考えのようでした。そういうことで、施設等については問題ないということで確認しました。以上です。</p>
議長	分かりました。中島さん、なにかございますか。
中島推進委員	特にございません。
議長	<p>はい。何か皆さんからございますか。</p> <p>無ければ賛成の方、挙手をお願いします。</p>
	(全員賛成)
議長	ありがとうございました。2番の説明をお願いします。
事務局	<p>2番の説明に移ります。</p> <p>2番を説明します。</p> <p>位置図10ページ</p> <p>本日配布の資料2ページをご覧ください。</p> <p>土地の所在は、●●●の1筆でございます。</p> <p>登記地目、現況地目は、ともに畠で、</p> <p>登記面積は、309 平米となります。</p> <p>借受人は●●●の●●さん27歳の方です。</p> <p>貸出人は、●●●の●●さん57歳の方です。</p> <p>親子関係になられます。</p> <p>転用の目的は、一般住宅となっています。</p> <p>施設の概要は、1棟の住宅 120.20 平米</p> <p>カーポート 29.16 平米</p> <p>ウッドデッキ 8.00 平米</p> <p>通路。その他 152.55 平米となっています。</p> <p>農地区分は、3 種農地です。用途区域内になります。</p> <p>周囲の状況ですが、東は宅地、西は里道・宅地、南は住宅、北は道路 となっています。</p> <p>関係機関との協議書はありで、その条件はありません。</p>

	公共下水道区域となっています。 2番の説明は以上となります。
議長	現地報告を小笠原委員。
6番委員	それでは、場所を説明します。皆さん●●はご存じかと思います。●●の横に、国道●●線が走っております。その横が申請地であります。先日山口推進委員と見に行きましたが、先程説明があつた通りで、特段問題ないかと思います。よろしくお願ひします。
議長	ここは全部ではなく、規制があつたからいぐらか残つたのでしたっけ？
事務局	もともとここは500くらいあつたのを半分くらいに分筆しておられます。南の方が分筆した残り地となっています。
議長	何か規制があつてではなく、わざと残されたのですか？
事務局	はい。東側の奥に行く進入路を残しつつの分筆です。特に規制はないかと思います。
議長	全部というわけにはいかなかつたのでしょうか？
事務局	やはり、1件にしては広すぎるということかと思います。
議長	分かりました。何かござりますか？ ここも住宅に囲まれたところではあるのでですね、とりあえず採決を取ります。賛成の方。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。81号は先程関連して説明した案件ではございますが、採決だけ取させていただきます。賛成の方。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。82号に移ります。
事務局	1番について説明します。 議案説明資料8ページ 位置図11ページをご覧ください。 土地の所在は、●●●、●●●の2筆でございます。 登記地目、現況地目は、すべて畠となつています。 登記面積は、630 平米と 267 平米で、合計で 897 平米です。 譲受人は、●●●の●●●さん 68歳の方です。 譲受理由は、経営規模の拡大で 譲渡理由は、農業の廃止となつています。 譲受人の通作距離は、500メートル程度となつています。 農地法第3条の現地確認調書には、 下村農業委員と 木原農地利用適正化推進委員で行ってもらい、 特に問題なしとして、両担当委員からの署名があつています。 1番の説明は、以上です。
議長	担当の下村委員、何かござりますか。
1番委員	ここは●●●の周りの土地になるのですが、●●さんが亡くなられて、土地は全部人に預けるということです。
議長	分かりました。何かござりますか？
4番委員	譲り受けた●●さんはどういう作物を作られますか？
1番委員	今はみかんが植えられており、半分くらいは畠になつているという状況です。
議長	1, 2番は●●さんが引き受けてもらう形です。●●さんの件も案件的には一緒のような形ですので、よろしいですかね？それぞれ採決を取ります。 1番に賛成の方。
	(全員賛成)
議長	2番に賛成の方。
	(全員賛成)

議長	ありがとうございました。3番の説明をお願いします。
事務局	<p>3番について説明します。</p> <p>位置図12ページをご覧ください。</p> <p>土地の所在は、●●●、●●●の2筆でございます。</p> <p>登記地目、現況地目は、すべて畑となっています。</p> <p>登記面積は、1,402 平米と 668 平米で、合計で 2,070 平米です。</p> <p>譲受人は、●●●の●●さん59歳の方です。</p> <p>譲受理由は、経営規模の拡大で</p> <p>譲渡理由は、相手側の要望となっています。</p> <p>譲受人の通作距離は、7キロメートル程度となっています。</p> <p>農地法第3条の現地確認調書には、</p> <p>下村農業委員と</p> <p>木原農地利用適正化推進委員で行ってもらい、</p> <p>特に問題なしとして、両担当委員からの署名がございます。</p> <p>3番の説明は、以上です。</p>
議長	返すというわけではないですよね？さっきの●●さんは●●さんにあげて、今度は●●さんのどこが自分になさったりしているので、この辺の関連の説明をお願いしたいです。
1 番委員	2番目については、土地が入り込んでいるため、これと変えたような形でなさっているのですよ。
議長	そしたら2番と3番は交換的な形ですか？
事務局	そうですね。自分のもってらっしゃる農地に近いところを、最初交換という形でおっしゃつたんですけど、あまりにも面積が違いすぎたので、交換という理由ではちょっとということで、反当たり 10 万円ということでのこの 3 件についてはお伺いしております。
議長	<p>はい。今気になったように、●●さん・●●さん、●●さん・●●さんなどなっており、交換の要素もあるのですが面積が違いすぎるので、いくらかお金のやり取りをしながらということです。よろしいですかね？</p> <p>よければ 3 番に賛成の方。</p>
	(全員賛成)
議長	続いて 4 番の説明をお願いします。
事務局	<p>4 番について説明します。</p> <p>位置図13ページをご覧ください。</p> <p>土地の所在は、●●●の1筆でございます。</p> <p>登記地目、現況地目は、ともに田となっています。</p> <p>登記面積は、1,580 平米です。</p> <p>譲受人は、●●●の●●●さん61歳の方です。</p> <p>譲受理由は、経営規模の拡大で</p> <p>譲渡理由は、農業の廃止となっています。</p> <p>譲受人の通作距離は、1キロメートル程度 となっています。</p> <p>農地法第3条の現地確認調書には、</p> <p>下村農業委員と</p> <p>木原農地利用適正化推進委員 で行ってもらい、</p> <p>特に問題なしとして、両担当委員からの署名がございます。</p> <p>4番の説明は、以上です。</p>
議長	ご近所の作られている方が買われたのですかね？
1 番委員	いや、この人がここ近くの親戚の所を入作のような形で作っておられ、規模拡大のためということでした。
議長	皆さんから何かございますか？近くを作っているということもあって、荒れないためにも引

	き受けたいという話でございますが、いくらくらいでのやり取りですか？
事務局	聞いている話では、45万円にお米を足して、ということでした。
議長	何かありますか？よろしいですか？ 4番について賛成の方。
	(全員賛成)
議長	ありがとうございました。次に5番についてお願ひします。
事務局	5番の説明に移ります。 位置図14ページをご覧ください。 土地の所在は、●●●の1筆でございます。 登記地目、現況地目は、ともに畠となっています。 登記面積は、445平メートルです。 譲受人は、●●●の●●さん56歳の方です。 譲受理由は、経営規模の拡大で 譲渡理由は、農業の廃止となっています。 譲受人の通作距離は、300メートル程度となっています。 農地法第3条の現地確認調書には、 中牟田農業委員と 小柳農地利用適正化推進委員で行ってもらい、 特に問題なしとして、両担当委員からの署名がございます。 5番の説明は、以上です。
議長	中牟田委員何かございますか？
2番委員	現場を確認したところ、山手になっていたのですがキウイを植えてありまして、この●●さんが●●さんから求められてキウイをやるということをお伺いしました。 ●●さんは農業廃止ということです。
議長	何かございますか？なければ5番に賛成の方。
	(全員賛成)
議長	ありがとうございました。6番の説明をお願いします。
事務局	それでは6番の説明に移ります。 位置図15ページをご覧ください。 土地の所在は、●●●、と●●●の2筆でございます。 登記地目、現況地目は、すべて田となっています。 登記面積は、972平メートルと756平メートルで、合計1,728平メートルです。 譲受人は、●●●の●●さん66歳の方です。 譲受理由は、経営規模の拡大で 譲渡理由は、農業の廃止となっています。 譲受人の通作距離は、3キロメートル程度となっています。 農地法第3条の現地確認調書には、 馬場農業委員と 楠田農地利用適正化推進委員で行ってもらい、 特に問題なしとして、両担当委員からの署名がございます。 6番の説明は、以上です。
議長	馬場委員何かございますか？
4番委員	場所は、県道●●●線を方面に向かう途中の●●のバス停付近から右折しまして、●●●に向かう途中に申請地がございます。譲渡人と譲受人については事務局からの説明のとおりですけれども、所有権の移転にあたりまして、反当10万円程でとのことでした。 現地は平成31年1月から令和6年1月で利用権設定をされていましたけれども、解約がなされることになります。譲受人の●●さんは、ゆくゆくは譲り受けた農地で米作りをされるとの

	ことでした。現地を確認しましたが、特段問題はございませんでした。以上です。
議長	ここは親戚関係で、小作なさっていたのですかね？
4番委員	はい、そうです。
議長	この辺も圃場整備はしてありましたよね？少し安いような気もしますので、もう少し頑張つていただけたらなと思います。すみません。 皆さんから他に何かございますか？無ければ賛成の方の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	ありがとうございました。それでは次に移ります。
事務局	それでは7番について説明します。 議案説明資料9ページ 位置図16ページをご覧ください。 この案件は、先月の総会で、現地確認が不十分として、保留となった案件です。 土地の所在は、●●●、●●●の2筆になります。 登記地目、現況地目は、すべて畠となっています。 登記面積は、81 平米と 711 平米で、合計 792 平米となります。 譲受人は、●●●の●●さん65歳の方です。 譲受理由は、経営規模の拡大で 譲渡理由は、農業の廃止となっています。 譲受人の通作距離は、2キロメートル程度 となっています。 農地法第3条の現地確認調書には、 ●●の分は、 大町農業委員と 小池安則 農地利用適正化推進委員で行ってもらい、 特に問題なしとして、両担当委員からの署名があっています。 ●●の分は、 中牟田農業委員と 中島農地利用適正化推進委員 で行ってもらい、 特に問題なしとして、両担当委員からの署名があっています。 7番 の説明は、以上です。
議長	大町委員、現地確認の報告を。
8番委員	はい。先日改めて本人さんに確認したところ、畠として柿を植えるとのことで確認を頂きました。
議長	ここは親戚関係でしたかね？
8番委員	親戚ではないですが、●●さんが新方の方に資材置場を持っておられまして、その関係でここは知り合い同士です。
議長	分かりました。皆さんからは他によろしいですか？ 無ければ改めて採決を取ります。賛成の方。
	(全員賛成)
議長	ありがとうございました。次に 83 号に移ります。
事務局	議案第83号について、説明します。 議案説明資料は、10ページから18ページまでとなります。 この案件は、1議案で28件ございます。 17ページをご覧ください。 22番から24番までの3件は、あっせんによる所有権移転 です。 今総会後に、所有権が、佐賀県農業公社から買い手に移ることになります。 その時期は、8月 11 日の予定です。 その下の25番から27番までの3件もあっせんによる所有権移転です。今総会後に、所有

	<p>権が、売り手から佐賀県農業公社に移ることになります。</p> <p>その時期は、8月11日の予定です。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>28番は、農地中間管理機構と貸借となる案件です。</p> <p>契約期間は、5年となっています。</p> <p>貸借料については、すべて現金となっています。</p> <p>10ページから16ページになります。</p> <p>1番から 21番までの21件は、利用権が設定される案件です。</p> <p>21件のうち、新規が4件、更新が17件となっています。</p> <p>また、21件のうち、賃貸借権の設定 が16件で、</p> <p>使用貸借権の設定が5件となっています。</p> <p>賃貸借権の設定16件のうち、現金扱いが7件、物納扱いが9件です。</p> <p>契約期間については、21件のうち、</p> <p>30年が1件、10年が12件、5年が5件、4年が2件、3年が1件となっています。</p> <p>議案83号についての説明は以上となります。</p>
議長	私と中牟田委員は、規定に基づき退席となります。中村委員、進行をお願いします。(両委員退席)
11番委員	議案83号について採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。 (両委員入室)
議長	次に84号についてお願いします。
事務局	<p>議案84号について説明します。議案説明資料は19ページ、位置図は17ページをご覧ください。</p> <p>この農地は、平成27年の農地利用状況調査で遊休農地と判断されたところになります。</p> <p>近日、所有者から、非農地通知を発出してほしいとの申請があり、今回の議案計上となっています。</p> <p>土地の所在地は、●●●で、 登記地目、現況地目、ともに畠となっています。</p> <p>登記面積は、818 平米 です。</p> <p>所有者は、●●●の●●さんです。申請者となります。</p> <p>農地利用状況調査日は、平成27年9月4日 で、 第1号遊休農地黄判定となっています。</p> <p>本議案が、可決されれば、所有者や関係機関に非農地通知を発出する流れになります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
8番委員	ここは荒れ地となっており、再起不能のような状態でございます。
議長	<p>分かりました。皆さんから他に特段なければ、採決を取ります。賛成の方。 (全員賛成)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に39号ですが、さつき説明したように事務局の方で預かって、確認が取れたら非農地で進めようと思っていますが、よろしいでしょうか？</p> <p>担当の木下委員、そういうことですのでよろしくお願いします。</p>
7番委員	はい。
議長	それでは、最後になりますが 4 番の説明をお願いします。
事務局	<p>4 番について説明します。</p> <p>議案説明資料は 22 ページ、位置図は19ページになります。それから本日配布の資料は 5 ページになります。</p> <p>土地の所在は、●●●の1筆となります。</p>

	<p>地目は、田で、 面積は、114 平米となっています。 所有者は、●●●の●●さんです。 農地の区分は、2種農地です。 願出地の状況については、平成3年に北側の隣接地に家屋が建てられ、その時から、田は嵩上げされ、庭として使用されていたと推測されます。 申請に至った経緯は、庭として使用され30年以上が経過しており、今後農地として利用見込みがないため、非農地証明の願出に至ったものであります。 周囲の状況は、東は田、西は宅地、南は水路・道路、北は宅地となっています。 非農地証明願いの対象基準は、記載している4項目をすべて満たすことになっており、本案件はこれを充たしているため、証明書を発出することになります。</p>								
議長	<p>この件は先日、内容的なとこの確認を、副会長と、推進委員の山本さんと行いました。相続放棄がありまして、ここの住宅の部分は、とりあえず宅地として買い手がつくという話です。その他に田んぼも2つ持っておられたので、そこについては管財人がつきまして、その人たちが進めていきたいという話がありますのでとりあえずここは非農地を出して、宅地も逆に言えば売りやすいような形にするために、畠として残っているところも非農地証明を出したいということでございます。</p> <p>破産で、相続放棄がされており、管財人がついておりますのでそういう話で進めたいと思っています。皆さんよろしいでしょうか？</p>								
委員全員	はい。								
議長	<p>長時間ありがとうございました。 以上で報告・議案についての審議を終わります。</p>								
	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p> <p>令和5年9月4日 鹿島市農業委員会</p> <table style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td style="width: 33%;">会長</td> <td style="width: 33%;">印</td> </tr> <tr> <td>1番委員</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>2番委員</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>印</td> </tr> </table>	会長	印	1番委員	印	2番委員	印	事務局長	印
会長	印								
1番委員	印								
2番委員	印								
事務局長	印								

--	--